

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年12月22日（金） 10：00～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：河野太郎 国務大臣（外務大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○政令 9件

○人事 3件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、総合戦略の変更を行うものであります。本件につきましては、後程、梶山大臣から御発言があります。

次に、「平成29年度一般会計補正予算等」の概算及び「平成30年度一般会計歳入歳出概算」について、それぞれ御決定をお願いいたします。これらの内容につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「平成30年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、経済産業省が衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うことに伴い、同省を特定使用機関から除くとともに、特定取扱機関に追加するものであります。

次に、「金融商品取引法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年4月1日と定めるものであり、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、高速取引行為となる行為に、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用を行うこと等を追加する等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方自治法施行令の一部を改正する政令」は、私人に徴収等の事務を委託することができる公金の範囲を拡大するとともに、指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先を都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更するものであります。

次に、「電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を平成30年1月1日と定めるものであり、「同法第6条第1項の期間を定める政令」は、電子委任状取扱業務の認定の更新の期間を3年と定めるものであります。

次に、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」は、中国を原産地とする当該貨物に対して課している暫定的な不当廉売関税について、調査の完了に伴い、確定的なものとするものであり、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定不当廉売関税に関する政令」は、韓国及び中国を原産地とする当該貨物について、暫定的な不当廉売関税を課するものであります。

次に、「国民年金法施行令及び年金事業運営改善法の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、国民年金保険料追納申込書等について、一律に国民年金手帳の添付を求める規定を削除するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、河野外務大臣が24日から29

日まで各国政府要人との会談等のため、石井国土交通大臣が24日から29日までスリランカ国及びインド国政府要人との会談等のため、茂木内閣府特命担当大臣が25日から27日までベトナム国政府要人との会談等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、復興庁及び文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、復興庁統括官樺島徹が国土交通省へ出向し、その後任に、国土交通省大臣官房付黒田憲司を充てるものであります。

次に、木村茂外612名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成29年度補正予算（第1号等）及び平成30年度予算の概算並びに平成30年度税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。

最初に、平成29年度補正予算（第1号等）につきまして、御説明いたします。

（1）まず、一般会計予算の補正につきまして、申し上げます。

① 歳出面の補正につきましては、生産性革命・人づくり革命、災害復旧等・防災・減災事業、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策など、2兆7,073億円を追加する一方、既定経費の減額等を行います。

② 歳入面の補正につきましては、前年度剰余金の受入れ等を見込むとともに、建設公債を1兆1,848億円発行することとしております。

（2）また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

次に、平成30年度予算につきまして、御説明いたします。

（1）平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度に当たる予算であり、引き続き、経済再生と財政健全化の両立を実現するものとしております。具体的には、保育の受け皿拡大等の「人づくり革命」や、地域の中核企業による設備投資の促進等の「生産性革命」をはじめ、現下の重要な課題に重点化しております。その結果として、一般歳出は5兆8,958億円となり、「経済・財政再生計画」の「目安」を達成しております。これに地方交付税交付金等1兆5,150億円及び国債費2兆3,020億円を加えた一般会計歳出の規模は、総額9兆7,128億円となります。

（2）次に歳入のうち、租税及び印紙収入は5兆9,790億円、また、その他収入は、4兆9,416億円となります。

（3）以上の結果、公債の発行額は、3兆6,922億円となり、前年度当初予算と比べ、6,776億円の減少となっております。

（4）このほか、平成30年度財政投融资計画につきましては、生産性向上に向けた事業者、農業者の設備投資等の支援、物流ネットワークの核となる高速道路整備の加速等に取り組むなど、真に必要な資金需要に適切に対応するため、総額1兆4,631億円としております。また、平成29年度財政投融资計画につきまして、足下の旺盛な設備投資意欲に鑑み、2,800億円を補正追加しております。

続いて、平成30年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。平成30年度税制改正におきましては、働き方の多様化を踏まえ、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、事業承継税制の拡充や観光促進のための税の創設等を行います。あわせて、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行います。

以上御説明いたしました、平成29年度補正予算（第1号等）及び平成30年度予算の概算並びに平成30年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思います。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：財務大臣からご発言がありました。私からも平成30年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。

30年度税制改正においては、地方税関係においても、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することを決定したほか、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行うこととしております。

今後、この大綱に沿って、地方税制に関する所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣から2件御発言がございます。

○梶山国務大臣：まず、平成30年度の機構・定員の審査結果について御報告します。

今回の審査に当たっては、内閣の重要課題に確実に対応できる体制の整備を図るとともに、府省の枠を超えた機構・定員の再配置を積極的に推進しました。

機構については、金融庁及び文部科学省における局レベルの組織再編や、在外3公館の設置のほか、14府省に、証拠に基づく政策立案を推進するため、総括審議官級の体制を整備することとしました。

また、定員については、税関・出入国管理・検疫のいわゆるC I Qの体制や、海上保安体制の強化を緊急重点分野として優先的に増員を行うとともに、その他の分野についても、オリンピック・パラリンピック関連などの臨時的な課題に対応するための時限の定員を含め、内閣の重要課題に重点的に措置しました。

審査に当たりましては、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について申し上げます。

皆様の御協力を得て、本日「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」の閣議決定を行うことができ、感謝申し上げます。

5か年の総合戦略の中間年の総点検を踏まえ、特に東京一極集中の是正に向け、地方への新しいひとの流れをつくるべく、キラリと光る地方大学づくりをはじめとして、若者を中心に、ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化に取り組みます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」に盛り込まれた政策パッケージと個別施策を一層推進し、政府が一丸となって、若者に夢と希望を与えるべく「大胆な地方創生」の実現に取り組んでいくこととしており、引き続き皆様の御協

力をお願いします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：株式会社日本政策金融公庫の代表権を有する総裁につきまして、12月25日に開催される取締役会において、田中一穂氏を選定する決議がなされる予定ですが、その決議を認可いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○林国務大臣：日本私立学校振興・共済事業団理事長河田悌一は、12月31日付けで任期満了となりますが、平成30年1月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：日本年金機構理事長水島藤一郎は、12月31日付けで任期満了となりますが、平成30年1月1日付けで再任いたしたいのでご了解願います。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣、石井大臣及び茂木大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、齋藤大臣を国土交通大臣の臨時代理に指定し、世耕大臣に経済財政政策担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成29年
12月22日〕（金）

◎一般案件

資料あり

- まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○平成29年度一般会計補正予算（第1号）等について（決定）（財務省）
- 〃 ○平成30年度一般会計歳入歳出概算について（決定）（同上）
- 〃 ○平成30年度税制改正の大綱について（決定）（財務・総務省）

◎政令

資料あり

- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○地方自治法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（総務・経済産業省）
- 〃 ○電子委任状の普及の促進に関する法律第6条第1項の期間を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（財務・経済産業省）
- 〃 ○炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（決定）（同上）

資料あり
資料あり
○国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

◎人 事

資料なし
資料あり
☆外務大臣河野太郎外2名の海外出張について（了解）

資料あり
○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

〃 ☆元東京都千代田区長木村 茂外612名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]